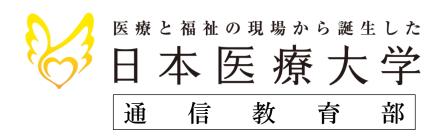
実習免除申請の手引き

社会福祉士・精神保健福祉士(受験資格)を取得希望の方は、厚生労働省令で定められた指定施設における相談援助業務に1年以上従事した経験があれば、実習科目が免除(履修免除)になる可能性があります。

本手引きでは、実習科目履修免除申請の手続きから履修免除の認定を 受けた後の留意事項等に至るまで手引きしています。

ご不明な点がございましたら、メールまたはお電話にてお問合わせください。

日本医療大学(通信教育部) 通信事業推進室 TEL. 011-351-8181 E-mail. pr_tsushin@jhu.ac.jp



※ 本手引きは、第38回社会福祉士及び第28回精神保健福祉士国家試験の受験の手引を基に作成

【目次】

- 1 社会福祉士受験資格取得希望者の実習科目履修免除について
 - (1) 実習科目の履修免除(実習免除)の条件【社会福祉士】
 - (2) 実習免除となった場合の実習科目単位について
 - (3) 実習免除となるための申請について
 - (4) 実習免除となるための相談援助の業務範囲
- 2 精神保健福祉士受験資格取得希望者の実習科目履修免除について
 - (1) 実習科目の履修免除(実習免除)の条件【精神保健福祉士】
 - (2) 実習免除となった場合の実習科目単位について
 - (3) 実習免除となるための申請について
 - (4) 実習免除となるための相談援助の業務範囲
- 3 実習時間の一部(60時間)免除について
- 4 申請様式について
 - (1) 社会福祉士実習免除
 - · 実務経験申告書(社会福祉士用)
 - · 実務経験証明書(社会福祉士用)
 - (2) 精神保健福祉士実習免除
 - · 実務経験申告書(精神保健福祉士用)
 - · 実務経験証明書 (精神保健福祉士用)
 - (3) (1)と(2)の記入例

1 社会福祉士受験資格取得希望者の実習科目履修免除について

(1) 実習科目の実習免除(履修免除)の条件【社会福祉士】

社会福祉士受験資格の取得を目指す方で、入学前まで(2026年3月31日時点)に、厚生労働省令で定められた指定施設における相談援助業務に1年以上従事していた経験があれば、実習科目が免除(履修免除)になる可能性があります。

- ※ 「入学時(2026 年4月1日)もしくは入学以前に実務経験の要件を満たす必要があります。入学後に要件を満たしても、免除の対象とはなりません。」また、入学前に要件を満たして申請をしなかった場合でも、入学後に免除申請を行うことは一切できませんので、ご注意ください。入学時で実務経験が1年以上になる方は、「見込での申請が可能」です。また、複数の施設での経験を「通算することも可能」です。
- ※ 社会福祉士(受験資格)と、精神保健福祉士(受験資格)の両方の実習免除を希望する方は、1つの施設で両方の実習免除にあたる実務経験がある場合は、施設・従業期間(1年以上)が重複する場合であっても、両方の免除申請をすることが可能です。

(2) 実習免除となった場合の実習科目単位について

履修免除の対象となる実習科目は「ソーシャルワーク実習指導 I」、「ソーシャルワーク実習指導 I」、「ソーシャルワーク実習 I」の 3 科目です。

※ <u>実</u>習免除が認められた場合、「**実習科目の履修が不要」**と判断されたことを意味します。 これは、「**実習科目の単位(計9単位分)が修得単位として認定されたことではない」**とい う点に留意してください。そのため、卒業要件単位数が不足する場合は、別科目にて単位を 修得する必要があります。

	ソーシャルワーク実習指導 I	2 単位
履修免除実習科目	ソーシャルワーク実習指導 II	1単位
	ソーシャルワーク実習 I	6 単位

[※] 実習免除になった場合、実習費 160,000 円は、納入不要となります。

(3) 実習免除となるための申請について

実習免除申請の対象者は、出願書類提出時に「実務経験申告書(様式1)」「実務経験証明書 (様式2)」を提出してください。実務経験証明書は、国家試験受験資格にかかわる重要な証明 書です。申請された実務経験や職種が事実とは異なった場合は、国家試験の受験資格が取得でき ないことや、資格取得後に資格を取消される場合があります。十分注意して、申請を行ってくだ さい。

※ 職場から発行される「実務経験証明書」により、認められる職場・職種の判定を行います。実習免除の認定後に、「実務経験証明書」の虚偽等が判明した場合、実習科目免除が取消されます。国家試験受験および合格後には、社会福祉振興・試験センターによる監査が行われる場合があります。申請内容と事実の相違のため合格の取消や、実習免除が不可となった場合でも、大学ではその責任を負いかねます。

(4) 実習免除となるための相談援助の業務範囲

施 設 種 類 配 設 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種 児童福祉司 児童心理司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童指導員 保育士 母子支援員、母子指導員 少年指導員(少年を指導する職員)	1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1371
	児童心理司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童指導員 保育士 母子支援員、母子指導員	1362 1363 1364 1365 1366 1367 1371
	受付相談員 相談員 電話相談員 児童指導員 保育士 母子支援員、母子指導員	1363 1364 1365 1366 1367 1371
	相談員 電話相談員 児童指導員 保育士 母子支援員、母子指導員	1364 1365 1366 1367 1371
	電話相談員 児童指導員 保育士 母子支援員、母子指導員	1365 1366 1367 1371
母子生活支援施設	児童指導員 保育士 母子支援員、母子指導員	1366 1367 1371
母子生活支援施設	保育士 母子支援員、母子指導員	1367 1371
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
母子生活支援施設		
母子生活支援施設	少年指導員(少年を指導する職員)	1279
母子生活支援施設		13/2
	個別対応職員	1373
	自立支援担当職員	1374
	保育士	1375
	児童指導員	1381
	保育士	1382
児童養護施設	個別対応職員	1383
	家庭支援専門相談員	1384
	職業指導員	1385
	里親支援専門相談員	1386
	自立支援担当職員	1387
障害児入所施設 児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	★児童指導員(※2)	1561
	★ 保育士(※3)	1562
	児童発達支援管理責任者	1563
	心理担当職員	1564
田的障害児施設	★児童指導員(※2)	1391
·知的障害児施設 · 自閉症児施設(第一種、第二種)	★ 保育士(※3)	1392
知的障害児通園施設	★児童指導員(※2)	1401
	★ 保育士(※ 3)	1402
言ろうあ児施設 - 京児性部	★児童指導員(※2)	1411
・ 盲児施設 ・ ろうあ児施設 ・ 難聴幼児通園施設	★保育士(※3)	1412
支体不自由児施設 ・ 時体不自由児施設	★児童指導員(※2)	1421
・放体不自田児施設 ・放体不自田児迪園施設 ・肢体不自由児療護施設	★ 保育士(※3)	1422
	児童指導員	1431
見童心理治療施設	保育士	1432
旧:情緒障害児短期治療施設)		1433 1434
	章害児入所施設 記童発達支援センター(障害児通所支援事業) ので書児施設 知的障害児施設 自閉症児施設(第一種、第二種) ので書児通園施設 するうあ児施設 盲児施設 ・ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 技体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員 自立支援担当職員 自立支援担当職員 自立支援担当職員 全席発達支援センター (障害児通所支援事業) 大児童指導員(※2) 大保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 心理担当職員 大児童指導員(※2) 大保育士(※3) 大児童指導員(※2) 大保育士(※3) 大保育士(※4) 大保育士(※4

児
童
福
祉
法

		自立支援担当職員	1435
		★児童指導員(※2)	1441
重症心身障害児施設		★保育士(※3)	1442
		心理指導員(心理指導を担当する職員)	1443
		児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
旧本点工业域提出		個別対応職員	1453
児重日	日立支援施設	家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
		自立支援担当職員	1456
児童家	民庭支援センター	相談員(児童の福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461
		里親制度等普及促進担当者	1641
		里親等支援員	1642
		里親研修等担当者	1643
H 4H →	-tic 1-1/ h	家庭支援専門相談員	1644
里親文	び援センター	自立支援担当職員	1645
		養親等相談支援員	1646
		市町村連携支援員	1647
		レスパイト・ケア担当職員	1648
	児童発達支援事業を行う施設	★指導員(※1)	1571
		★児童指導員(※2)	1572
障 生		★保育士(※3)	1573
障害児通所		児童発達支援管理責任者	1574
		機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)	1575
支 援		★障害福祉サービス経験者(※4)	1576
支援事業		★ 指導員(※1)	1571
		★児童指導員(※2)	1572
(児童発達支援	放調後等ディサービス事業を行う施設	★保育士(※3)	1573
発達	放課後等デイサービス事業を行う施設	児童発達支援管理責任者	1574
支援		機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)	1575
セン		★障害福祉サービス経験者(※4)	1576
タ		★訪問支援員(※1)	1577
ーを	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	(保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)	
を除く)		児童発達支援管理責任者	1574
$\overline{}$		訪問支援員(※1)	1577
	保育所等訪問支援事業を行う施設	(保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)	1574
		児童発達支援管理責任者	1574
障害児	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	相談支援専門員 相談支援員	1581 1582
		児童指導員	2511
乳児院	Ž.	保育士	2512
		個別対応職員	2513
		家庭支援専門相談員	2514

	乳児院	里親支援専門相談員	2515
		★児童指導員(※2)	5211
		★保育士(※3)	5212
	医療型児童発達支援事業を行う施設	児童発達支援管理責任者	5213
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	5214
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援	★児童指導員(※2)	2451
	・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立 病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が 指定するもの	★保育士(※3)	2452
		相談援助業務を行っている指導員	2531
	児童自立生活援助事業を行っている施設	個別対応職員	2352
		自立支援担当職員	2353
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2561
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行って いる事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081
	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援員	5231
	児童厚生施設(児童遊園を除く)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている 事業所	支援コーディネーター	5261
		生活相談支援員	5262
		就労相談支援員	5263
	[7 李 []	支援コーディネーター	5271
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	母子支援員	5272
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員	5281
•	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	5291
		児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
	こども家庭センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
		統括支援員	5303
	妊婦等包括相談支援事業を行う機関	相談支援業務を行っている職員	5341
	地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員	5311
民間あっせん機関に	民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者	5351
による養子縁組のあっ	以同のフセル(版内	相談員	5352

	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	2291
	支地 援域 事生 業活 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2521
そ の 他	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、 夜間養護等事業) 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育 所等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	2541
	新庁 / 白陰宝田(孝)) A国事要ななる 佐却	児童指導員(※2)	2581
	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設	保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター	5111

注意事項

- (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を 受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験でき ます。)
- なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。
- ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

	高 齢 者	分 野	施設・職種
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
		生活相談員	1011
	指定介護老人福祉施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている 資格保有者に限る)	1012
		支援相談員	1021
1	人 港 2 1 月 	相談指導員	1023
介護保険施設	[介護老人保健施設 	介護支援専門員(配置基準により配置されている 資格保有者に限る)	1022
	介護医療院	介護支援専門員(配置基準により配置されている 資格保有者に限る)	1611
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている 資格保有者に限る)	1031
地域	包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041
指定	特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員	2221
	定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含	計画作成担当者	2222
·基注 ·指统 ·指统 ·基注 ·第-	通所介護を行う施設 集該当通所介護を行う施設 定地域密着型通所介護を行う施設 定介護予防通所介護を行う施設 集該当介護予防通所介護を行う施設 一号通所事業を行う施設(※6) 定認知症対応型通所介護を行う施設 定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含	生活相談員	2011
・基 ² ・指5	短期入所生活介護を行う施設 単該当短期入所生活介護を行う施設 定介護予防短期入所生活介護を行う施設 単該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含	生活相談員	2051
・指気	通所リハビリテーションを行う施設 它介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含 隻老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2091
・指気	短期入所療養介護を行う施設 定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含 蒦老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2111
指定施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う	オペレーター	2771
指定	夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781
	小規模多機能型居宅介護を行う施設 定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含	介護支援専門員(配置基準により配置されている 資格保有者に限る)	2151
	認知症対応型共同生活介護を行う施設 E介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含	介護支援専門員(配置基準により配置されている 資格保有者に限る)	2171

7

	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている 資格保有者に限る)	2791
介	化会址社会美型人港大工短头发现工程来	生活相談員	2191
護	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている 資格保有者に限る)	2192
保険	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員(配置基準により配置されている 資格保有者に限る)	2201
法	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911
	養護老人ホーム	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム ・地域密着型特別養護老人ホームを含	生活相談員	1061
老	軽費老人ホーム	生活相談員	1071
人福	・都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホーム (A型、B型)、ケアハウスを含む	主任生活相談員	1072
祉	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員	1081
法	老人短期入所施設	生活相談員	1091
	老人デイサービスセンター	生活相談員	1101
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム	生活相談員	2271
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	2251
その他	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2801

注意事項

(※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

(※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

		障害者	分野	施設・職種
		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
身			身体障害者福祉司	1321
	5 4 4 5 7	호선·선프 II. III-IV-IV	心理判定員	1322
体	身体的	章害者更生相談所	職能判定員	1323
障			ケース・ワーカー	1324
害者福祉	・身体 ・在宅 (身体	章害者福祉センター ©にできるでは、 B型) でできるでは、 B型) でできるでは、 できるでは、 B型) でできるでは、 B型) でできるでは、 B型) でできるでは、 B型) でできるでは、 B型) でできるでは、 B型) でできるでは、 B型)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
法	点字图	図書館	相談援助業務を行っている職員	2321
精福			精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
福祉に関する法律精福保健及び精神障害者	砦抽 4	早健海祉センター	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業 務を行っている職員)	1342
する法律	精神保健福祉センター		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する 相談援助業務を行っている職員)	1343
害者			心理判定員(精神障害者に関する相談援助業務を 行っている職員)	1344
ha			知的障害者福祉司	1351
知祖的院	ha hh li	英字老面出 和沙龙	心理判定員	1352
福祉法	大口口刀下	章害者更生相談所	職能判定員	1353
有			ケース・ワーカー	1354
			生活支援員(※7)	1121
	障害者	省支援施設	就労支援員	1122
			サービス管理責任者	1123
17 4 44	地域》	舌動支援センター	指導員(※7)	1131
障	福祉。	トーム	管理人	1141
害	基幹相談支援センター		相談援助業務を行っている職員	5121
者総合支援	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員(※7)	2831
援	全援護施	身体障害者療護施設	生活支援員(※7)	2841
法		身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(※7)	2851
	設	身体障害者福祉工場	指導員(※7)	2861
	, tad-		精神保健福祉士	1191
	精神	精神障害者生活訓練施設	精神障害者社会復帰指導員	1192

障害者総合支援法

1 .			- 1
障害者社会復帰施設	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	1201
者社		精神障害者社会復帰指導員	1202
会復		精神保健福祉士	1211
帰施	精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員	1212
設	精神障害者福祉ホーム	管理人	1221
	知的障害者更生施設 (入所、通所)	生活支援員(※7)	1231
援護施設 知的障害者	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(※7)	1241
~ 者	知的障害者通勤寮	生活支援員(※7)	1251
		生活支援員(※7)	1271
	生活介護を行う施設	サービス管理責任者	1272
		生活支援員(※7)	1281
	(機能訓練、生活訓練)	サービス管理責任者	1282
		生活支援員(※7)	1291
	就労移行支援を行う施設	就労支援員	1292
	(認定就労移行支援を含む)	サービス管理責任者	1293
		職業指導員(相談援助を行う場合に限る)	1294
陪	就労継続支援を行う施設 (A型、B型)	生活支援員(※7)	1301
障害福祉		サービス管理責任者	1302
祉サ		職業指導員(相談援助を行う場合に限る)	1303
1	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1621
ビス		サービス管理責任者	1622
事業		地域生活支援員	1631
	自立生活援助を行う施設	サービス管理責任者	1632
	療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	1261
	短期入所を行う施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業を含	相談援助業務を行っている職員	2341
	重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2351
	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2361
	共同生活援助を行う施設		
	・精神障害者グループホーム	相談援助業務を行っている職員	2371
	・知的障害者グループホームを含	和沙松田豊政大伝ーマルフ聯旦	2201
支地援域	・知的障害者クルーフボームを含 身体障害者自立支援事業を行っている施設 日中一時支援事業を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2381
事生業活	ロ中一時文援事業を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 相談援助業務を行っている職員	2431
	厚舌有相談又接事業を行っている他設	相談支援専門員	1591
川又作	11次入及事本で日ノ心以	相談支援専門員	1601
特定机	目談支援事業を行う施設	相談支援員	1602
指定机]談支援事業を行う施設	相談支援専門員	2871
加比州	1改乂仮事未で11) 旭	11	28/1

のの 園ぞ	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設	相談援助業務を行っている指導員	2301
園そ法み	「のぞみの園」	相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
支援法 発達障害者	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461
法 書	光廷陸音有又抜セングー	就労支援を担当する職員	2462
	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2471
障	地域摩字老酔器をいた	障害者職業カウンセラー	2481
障害者	地域障害者職業センター	職場適応援助者	2482
関するの雇用	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条 第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
法 の律 促		主任就業支援担当者	2501
律促進等	障害者就業・生活支援センター	就業支援担当者	2502
に		主任職場定着支援担当者	2503
		生活支援担当職員	2504
安職	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	2981
安定法	公共収未女足/7	障害学生等雇用サポーター	2982
	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を	地域体制整備コーディネーター	2731
	行っている施設	地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を	地域体制整備コーディネーター	2811
	行っている施設	地域移行推進員	2812
その他	精神障害者アウトリーチ推進事業を 行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定 する病院として必要な職員を除く)	2821
TE	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を 行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定 する病院として必要な職員を除く)	2881
	第 1 号職場適応援助者助成金または訪問型 職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場 適応援助者養成研修を修了した職員であって、職 場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行っている者	2921

注意事項

(※7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

	その他の分野		施設・職種
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
		精神保健福祉相談員	1511
		(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1311
地		精神保健福祉士	1512
地域保健法	保健所	(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1012
健	PRICE//1	精神科ソーシャルワーカー	1513
伍		(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	
		心理判定員	1514
		(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	
		相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの全ての相談援助業務を行っている者	
		ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助	
F		イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、	1501
医療法	病院・診療所	調整に係る相談援助	1521
法		ウ 患者の社会復帰に係る相談援助	
		エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健	
	N -th / -th	医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1500
		退院後生活環境相談員	1522
	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
	授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591
44	宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601
生活保	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2931
保護法	子どもの進路選択支援事業を行っている事業所	支援員	5361
法	被保護者就労準備支援事業を行っている事業所	被保護者就労準備支援担当者	5371
	被保護者家計改善支援事業を行っている事業所	家計改善支援員	5381
	被保護者地域居住支援事業を行っている事業所	居住支援員	5391
	日常生活支援住居施設	生活支援員	5181
		生活支援提供責任者	5182
		主任相談支援員	2941
生	生活困窮者自立相談支援事業を行っている	相談支援員	2942
困	主 ・ 自 立相 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	就労支援員	2943
生活困窮者自立支援法	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労準備支援担当者	2944
自立.	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	2945
支援	子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所	住まい相談支援員	2946
法		子どもの学習・生活支援事業従事者のうち	2947
		相談援助業務を行っている職員	4941
		査察指導員(指導監督を行う職員)	1471
社		身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1472
社会福祉法	福祉事務所	知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1473
祉 法		老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)	1474
		日業員・ケースワーカー	1481

		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		女性相談支援員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
	福祉事務所	生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
		生活保護法第 55 条の 10 第 1 項に規定する子どもの進路 選択支援事業に従事する支援員	1489
社会		生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援員担当者	5401
社会福祉法		生活保護法第 55 条の 10 第 3 項に規定する被保護者家計 改善支援事業に従事する家計改善支援員	5402
		生活保護法第 55 条の 10 第 4 項に規定する被保護者地域 居住支援事業に従事する居住支援員	5403
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611
		専門員(日常生活自立支援事業を行う職員)	2621
	都道府県社会福祉協議会	相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要 援護者に対するものに限る。)	2622
		専門員(日常生活自立支援事業を行う職員)	2631
		福祉活動専門員	2632
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要 援護者に対するものに限る。)	2633
暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	5201
援え困		相談支援員	1531
援に関する法律 える女性への支 を関する法律	女性相談支援センター	心理支援員	1532
す性問る		女性相談支援員	1533
法のを	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	1541
	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
保護法	ー 産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	5191
母子及び父子並び	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	1551
施収刑	刑事旋乳	刑務官	5011
施 収 容 法	刑事施設	法務教官	5012

[社会福祉士]

施加加		法務技官(心理)	5013
施 設 収 刑 法	刑事施設	福祉専門官	5014
小		法務教官	5021
少年院法	少年院	法務技官(心理)	5022
法		福祉専門官	5023
別所生鑑	小 左 595 DU コイ	法務教官	5031
法鑑	少年鑑別所	法務技官(心理)	5032
		保護観察官	2641
更生保護法	地方更生保護委員会	社会復帰調整官	2642
保護:	III 3# MI de ->	保護観察官	2651
<u>法</u>	保護観察所	社会復帰調整官	2652
更		補導主任	2661
更生保護事業法		補導員	2662
護事	更生保護施設	福祉職員	2663
業法		薬物専門職員	2664
所 裁 法 判	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5131
	労災特別介護施設 (1)	相談援助業務を行っている指導員	2671
医療等に関する法律難病の患者に対する	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
促進に関する法律成年後見制度の利用の	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	5141
	就業支援事業を行っている施設 ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
そ	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5051
の他	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に 規定する事業	就労支援員	2951
1		ı	

ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
いさこもり地域又接センダー	その他相談支援業務を行っている職員	2752
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を 実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2971
自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	2891
	相談支援員	2892
	就労支援員	2893
	家計相談支援員	2894
地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	5321
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	5071
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員	5151
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	5161
官民協働等女性支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5331
若年被害女性等支援事業を行う事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5221
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	9999

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務 を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります(コード 9999)。 ※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

· ☆ ↑ → ₩ 〔壬 ¥五	相談援助業務の実務経験	施設・職種
施設・事業種類	として認められる職種	コード
手中自从阵字老面从極端恢訊	生活支援員	3011
重度身体障害者更生援護施設	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
收去 \$P\$ (1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	精神保健福祉士	3031
精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行って		
いる施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)	相談援助業務を行っている職員	3171
[平成 18 年 10 月~19 年 3 月]		
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
	指導員	3041
知的障害者デイサービスセンター	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、財体不自由児療護施設、肢体不自由児療護施設、財体不自由児療護施設、財体不自由児療護施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設(障害者自立支援法障 害福祉サービス事業)身体障害者デイサービス事業、知的障 害者デイサービス事業を含む	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)[平成18年10月~19年3月]	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者 110 番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談 員	3081
知的障害者生活支援事業 知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施 設、障害者能力開発施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3091

[社会福祉士]

高齢者住宅等安心確保事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸 住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施す る事業	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派		
遣事業(高齢者世話付住宅において実施する事業)		
家庭支援電話相談(子ども・家庭 110 番)事業	電話相談員	3111
(中央児童相談所において実施する事業)	电的作成员	
ヴィエトナム難民収容施設	相談援助業務を行っている	3121
(日本赤十字社が設置するもの)	指導員	
子ども家庭相談事業	相談援助業務を行っている	3131
児童センター、市に設置された児童館において実施する事業	相談員	
乳幼児健全育成相談事業	相談援助業務を行っている	3141
(保育所、乳児院において実施する事業)	相談員	
すこやかテレホン事業	相談援助業務を行っている	3151
(青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談員	
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業	相談援助業務を行っている	3161
(都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談員	
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

2 精神保健福祉士受験資格取得希望者の実習科目履修免除について

(1) 実習科目の実習免除(履修免除)の条件【精神保健福祉士】

精神保健福祉士受験資格の取得を目指す方で、入学前まで(2026年3月31日時点)に、厚生労働省令で定められた指定施設における相談援助業務に1年以上従事していた経験があれば、実習科目が免除(履修免除)になる可能性があります。

- ※ 「入学時(2026 年4月1日)もしくは入学以前に実務経験の要件を満たす必要があります。入学後に要件を満たしても、免除の対象とはなりません。」また、入学前に要件を満たして申請をしなかった場合でも、入学後に免除申請を行うことは一切できませんので、ご注意ください。入学時で実務経験が1年以上になる方は、「見込での申請が可能」です。また、複数の施設での経験を「通算することも可能」です。
- ※ 社会福祉士(受験資格)と、精神保健福祉士(受験資格)の両方の実習免除を希望する方は、1つの施設で両方の実習免除にあたる実務経験がある場合は、施設・従業期間(1年以上)が重複する場合であっても、両方の免除申請をすることが可能です。

(2) 実習免除となった場合の実習科目単位について

履修免除の対象となる実習科目は「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」、「ソーシャルワーク実習指導Ⅳ」、「ソーシャルワーク実習 II 」の3科目です。

※ <u>実</u>習免除が認められた場合、「**実習科目の履修が不要」**と判断されたことを意味します。 これは、「**実習科目の単位(計8単位分)が修得単位として認定されたことではない」**とい う点に留意してください。そのため、卒業要件単位数が不足する場合は、別科目にて単位を 修得する必要があります。

	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2 単位
履修免除実習科目	ソーシャルワーク実習指導IV	1単位
	ソーシャルワーク実習 II	5 単位

[※] 実習免除になった場合、実習費 160,000 円は、納入不要となります。

(3) 実習免除となるための申請について

実習免除申請の対象者は、出願提出時に「実務経験申告書(様式3)」「実務経験証明書(様式4)」を提出してください。実務経験証明書は、国家試験受験資格にかかわる重要な証明書です。申請された実務経験や職種が事実とは異なった場合は、国家試験の受験資格が取得できないことや、資格取得後に資格を取消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

※ 職場から発行される「実務経験証明書」により、認められる職場・職種の判定を行います。実習免除の認定後に、「実務経験証明書」の虚偽等が判明した場合、実習科目免除が取消されます。国家試験受験および合格後には、社会福祉振興・試験センターによる監査が行われる場合があります。申請内容と事実の相違のため合格の取消や、実習免除が不可となった場合でも、大学ではその責任を負いかねます。

(4) 実習免除となるための相談援助の業務範囲

施 設(事 業)種 類 いずれも精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る		施設コート	職種【職種コード】		
精神保健及び精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
精神科病院		0 1	・精神科ソーシャルワーカー[01] ・医療ソーシャルワーカー[01] ★その他(職種名を記入)[02]		
精神保健福祉センター		0 2	・精神保健福祉相談員[01] ・社会福祉士[01] ・精神科ソーシャルワーカー[01] ・心理判定員[01] ★その他(職種名を記入)[02]		
児童福祉法					
	児童発達支援	0 3			
障害児通所支援事業を 行う施設	放課後等 デイサービス	0 4	・相談援助業務に従事する職員[01]		
(児童デイサービスであった 期間を含む)	居宅訪問型 児童発達支援	5 2	★その他(職種名を記入)[02]		
	保育所等訪問支援	5 3			
乳児院		0 5	 ・個別対応職員[01] ・家庭支援専門相談員[01] ・心理療法担当職員[01] ・児童指導員[01] ・保育士[01] ・里親支援専門相談員[01] ★その他(職種名を記入)[02] 		
児童養護施設		0 6	 ・児童指導員[01] ・保育士[01] ・個別対応職員[01] ・家庭支援専門相談員[01] ・心理療法担当職員[01] ・職業指導員[01] ・自立支援担当職員[01] ・里親支援専門相談員[01] ★その他(職種名を記入)[02] 		

		・児童指導員[01]
福祉型障害児入所施設		・保育士[01] - 旧音及海末塚徳珊春 <i>に</i> 老[01]
(知的障害児施設、知的障害児通園施設であった期間を	0 7	・児童発達支援管理責任者[01]
含む)		・心理担当職員[01]
		・職業指導員[01]
		★その他(職種名を記入) [02]
		・心理療法担当職員[01]
		・児童指導員[01]
 児童心理治療施設		・保育士[01]
(旧:情緒障害児短期治療施設)	0 8	・個別対応職員[01]
		・家庭支援担当職員[01]
		・自立支援担当職員[01]
		★その他(職種名を記入)[02]
		・児童福祉司[01]
		・児童心理司[01]
		・受付相談員[01]
		・相談員[01]
児童相談所	0 9	·電話相談員[01]
		・心理療法担当職員[01]
		· 児童指導員[01]
		・保育士[01]
		★その他(職種名を記入)[02]
		・母子支援員[01]
		・少年を指導する職員[01]
		・心理療法担当職員[01]
母子生活支援施設	1 0	 ・個別対応職員[01]
		 ・保育士 [01]
		 ・自立支援担当職員 [01]
		 ★その他(職種名を記入) [02]
		·相談支援専門員[01]
 障害児相談支援事業を行う施設	11	·相談支援員[01]
	• •	★その他(職種名を記入) [02]
児童福祉法		,
		・児童自立支援専門員[01]
		· 児童生活支援員[01]
児童自立支援施設	1 2	· 個別対応職員 [01]
		・家庭支援専門相談員[01]
		・心理療法担当職員[01]

		・職業指導員[01]
		・自立支援担当職員[01]
		★その他(職種名を記入)[02]
		・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基
児童家庭支援センター	1 3	準」第88条の3第1項に規定する職員[01]
		★その他(職種名を記入)[02]
		・相談援助業務を行う指導員[01]
旧会白古化浜採助市業を行る佐部	5 6	·自立支援担当職員[01]
児童自立生活援助事業を行う施設	3 6	・個別対応職員[01]
		★その他(職種名を記入)[02]
		·里親制度等普及促進担当者[01]
		・里親等支援員[01]
		・里親研修等担当者[01]
		·市町村連携支援員[01]
里親支援センター	8 4	・養親等相談支援員[01]
		・自立支援担当職員[01]
		・家庭支援専門相談員[01]
		・心理療法担当職員[01]
		★その他(職種名を記入)[02]
	行う施設 85	・支援コーディネーター[01]
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設		・生活相談支援員[01]
		・就労相談支援員[01]
		・支援コーディネーター[01]
妊産婦等生活援助事業を行う施設	8 6	·母子支援員[01]
		·児童指導員[01]
		・保育士[01]
一時保護施設	8 7	・心理療法担当職員[01]
		・個別対応職員[01]
養育支援訪問事業を行っている事業所	8 8	・訪問支援者[01]
	8 9	・相談援助業務を行っている職員[01]
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係	る児童	の保護等に関する法律
	0.0	・養子縁組あっせん責任者[01]
民間あっせん機関	9 0	・相談員[01]
子ども・若者育成支援推進法		
子ども・若者総合相談センター 	9 1	・相談援助業務を行っている職員[01]

地域保健法			
保健所	1 4	・精神保健福祉相談員[01] ・社会福祉士[01]	
市町村保健センター	1 5	・精神科ソーシャルワーカー[01] ・心理判定員[01] ★その他(職種名を記入)[02]	
医療法			
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療 内科の広告をしているものに限る)	1 6	・精神科ソーシャルワーカー[01] ・医療ソーシャルワーカー[01]	
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	1 7	★その他(職種名を記入) [02]	
生活保護法			
救護施設	1 8	・生活指導員[01]	
更生施設	19	★その他(職種名を記入)[02]	
被保護者就労支援事業を行う事業所	5 7	・就労支援員[01]	
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所 子どもの進路選択支援事業を行う事業所 被保護者地域居住支援事業を行う事業所	5 8	 ・就労支援員[01] ・被保護者就労準備支援担当者[01] ・家計改善支援員[01] ・相談支援に従事する者[01] ・居住支援員[01] 	
就労支援事業を行う事業所 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に 規定する事業	7 8	· 就労支援員[01]	
日常生活支援住居施設	8 3	・生活支援員[01] ・生活支援提供責任者[01]	
地方自治体			
市役所の精神障害者に対してサービスを 提供する部署	2 0	・精神保健福祉相談員[01]	
区役所の精神障害者に対してサービスを 提供する部署	2 1	・社会福祉士[01] ・精神科ソーシャルワーカー[01] ・心理判定員[01]	
町村役場の精神障害者に対してサービスを 提供する部署	2 2	★その他(職種名を記入) [02]	
生活困窮者自立支援法			
生活困窮者自立相談支援事業を行う 自立相談支援機関	5 9	・主任相談支援員[01] ・相談支援員[01]	

生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	6 0	・就労支援員[01] ・就労準備支援担当者[01]
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所		・家計改善支援員[01]
社会福祉法		
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	6 2	・専門員[01]
市町村社会福祉協議会	2 4	・福祉活動専門員[01] ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員[01] ★その他(職種名を記入)[02]
福祉事務所	2 3	 ・査察指導員[01] ・身体障害者福祉司[01] ・知的障害者福祉司[01] ・老人福祉指導主事[01] ・現業員[01] ・家庭児童福祉主事[01] ・家庭相談員[01] ・女性相談支援員[01] ・母子・父子自立支援プログラム策定員[01] ・母子・父子自立支援プログラム策定員[01] ・財業支援専門員[01] ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員[01] ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援事業に従事する就労支援事業に従事する就労支援事業に従事する就労支援事業に従事する就労支援事業に従事する就労支援事業に従事する就労支援目[01] ★その他(職種名を記入)[02]
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	2 5	・知的障害者福祉司[01] ・心理判定員[01] ・職能判定員[01] ・ケース・ワーカー[01] ★その他(職種名を記入)[02]

法務省設置法			
		・社会復帰調整官[01]	
保護観察所	2 6	・保護観察官[01]	
		★その他(職種名を記入)[02]	
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター	2 7	・障害者職業カウンセラー[01]	
/A-VIT-I I II/M/K /		★その他(職種名を記入)[02]	
		・障害者職業カウンセラー[01]	
地域障害者職業センター	2 8	・職場適応援助者[01]	
		★その他(職種名を記入)[02]	
		・主任職場定着支援担当者[01]	
		・主任就業支援担当者[01]	
障害者就業・生活支援センター	2 9	・就業支援担当者[01]	
		・生活支援担当職員[01]	
		★その他(職種名を記入)[02]	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律			
		・相談支援員[01]	
女性相談支援センター	6 3	・心理支援員[01]	
		・女性相談支援員[01]	
女性自立支援施設	6 4	・入所者の自立支援を行う職員[01]	
刑事収容施設法			
		・刑務官[01]	
刑事施設	6 5	・法務教官[01]	
川りずの世界文	0.5	· 法務技官(心理)[01]	
		・福祉専門官[01]	
少年院法			
		・法務教官[01]	
少年院	6 6	・法務技官(心理) [01]	
		・福祉専門官[01]	
少年鑑別所法			
사무의	6 7	· 法務教官[01]	
少年鑑別所	0 /	・法務技官(心理) [01]	
更生保護事業法			
更生保護施設 30	2.0	・補導に当たる職員[01]	
	・福祉職員[01]		

		ate of the providence For a 7
		・薬物専門職員[01]
		・訪問支援職員[01]
		★その他(職種名を記入) [02]
発達障害者支援法		
		・相談支援を担当する職員[01]
発達障害者支援センター	3 1	・就労支援を担当する職員[01]
		★その他(職種名を記入)[02]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的	に支援するため	の法律(障害者総合支援法)
日中一時支援	事業を	
行っている施言	克 68	
障害者相談支持	援事業を	
地域生活支援事業行っている施設	6 9	・相談援助業務に従事する職員[01]
障害児等療育	女援事業	
を行っているが	7 0	
一般相談支援事業を行う施設		 ・相談支援専門員[01]
一阪石談又後事業を行う施設であった期間を含む)		★その他(職種名を記入) [02]
生活介護を行	う施設 32	・生活支援員[01]
自立訓練を行っ	う施設 33	・サービス管理責任者[01] ★その他(職種名を記入)[02]
	, and the second	
		・職業指導員[01]
就労移行支援を	を行う	・生活支援員[01]
施設	3 4	・就労支援員[01]
		・サービス管理責任者[01]
		★その他(職種名を記入) [02]
		・職業指導員[01]
障害福祉サービス事業 就労継続支援を	を行う 35	・生活支援員[01]
施設		・サービス管理責任者[01]
		★その他(職種名を記入)[02]
		・就労定着支援員[01]
就労定着支援を	を行う	・サービス管理責任者[01]
施設	5 4	・相談援助業務に従事する職員[01]
		★その他(職種名を記入)[02]
		・地域生活支援員[01]
		地域工作文版页[01]
自立生活援助を	と行う	・サービス管理責任者 [01]
自立生活援助を施設	を行う 55	

_			
	短期入所を行う施設	3 6	
	重度障害者等包括支援		
	を行う施設	3 7	・相談援助業務に従事する職員[01]
	共同生活援助を行う		★その他(職種名を記入)[02]
	施設(共同生活介護であ	3 8	
	った期間を含む)		
	\		・相談支援専門員[01]
特定相談支援事業を行うが		4 0	 ・相談支援員[01]
(相談支援事業を行う施設であ	った期間を含む)		★その他(職種名を記入)[02]
			・生活支援員[01]
			 ・就労支援員[01]
障害者支援施設		4 1	 ・サービス管理責任者[01]
			★その他(職種名を記入) [02]
			・指導員[01]
地域活動支援センター		4 2	★その他(職種名を記入)[02]
			・管理人[01]
福祉ホーム		4 3	★その他(職種名を記入)[02]
基幹相談支援センター		- 1	・相談援助業務に従事する職員[01]
		7 1	★その他(職種名を記入)[02]
介護保険法			
			・包括的支援事業に係る業務を行う職員(※
地域包括土板工业及		7.0	1)(介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号
地域包括支援センター		7 2	から第5号までに掲げる事業を除く)[01]
			★その他(職種名を記入)[02]
注意事項		-	
(※1)「包括的支援事業」	」のうち、一部の事業は	、その	実務経験をもって精神保健福祉士国家
試験を受験することができ	きません。通知の内容を	必ず確	認してください。
職業安定法			
公共職業安定所		7.0	・精神・発達障害者雇用サポーター[01]
		7 3	・障害学生等雇用サポーター[01]
その他			
w主力中ではマナバル L-トイケノニー・よう。	上川が体声やヶ/2 >		・地域体制整備コーディネーター[01]
精神障害者地域移行支援特		4 9	・地域移行推進員[01]
施設			★その他(職種名を記入)[02]

アウトリーチ事業、 アウトリーチ支援を行う施設	7 4	・相談援助事業に従事する職員[01] (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他 医療法に規定する病院として必要な職員を除 く)
第1号職場適応援助者助成金又は 訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	7 5	・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者[01]
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	7 6	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了 した職員であって、職場適応援助を行っ ている者[01]
スクールソーシャワーカー活用事業を行う施設	5 0	・スクールソーシャワーカー[01] ★その他(職種名を記入)[02]
就業支援事業を行う施設 ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業	7 7	・就労相談業務を行う相談員[01]
ひきこもり地域支援センター	7 9	・ひきこもり支援コーディネーター[01]
地域生活定着支援センター	8 0	・相談援助業務に従事する職員[01]
ホームレス自立支援事業を行う施設	5 1	・生活相談指導員[01] ★その他(職種名を記入)[02]
地域若者サポートステーション	8 1	・相談援助業務に従事する職員[01]
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	8 2	・支援コーディネーター[01]
子ども家庭総合支援拠点	9 2	・相談援助業務を行っている職員[01]
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	9 9	・精神保健福祉に関する相談援助業務 に従事する相談員

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります

施 設(事 業)種 類 いずれも精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る	施設コート・	職種【職種コート゛】
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	4 4	・世話人[01] ★その他(職種名を記入)[02]
精神障害者社会復帰施設	4 5	・精神障害者社会復帰指導員[01] ・管理人[01] ★その他(職種名を記入)[02]
知的障害者援護施設	4 6	・生活支援員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]

児童デイサービス	4 7	・相談援助業務に従事する職員[01]
	1 1	★その他(職種名を記入)[02]

3 実習時間の一部 (60 時間) 免除について

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修された方は、60時間を上限として、実習が免除されますので、その学校発行の科目履修証明書や成績証明書等、ソーシャルワーク実習や介護実習を履修したことがわかる証明書をご提出ください。

社会福祉士受験資格と、精神保健福祉士受験資格の両方の取得を希望される方は、社会福祉士の実習が免除になった場合でも、精神保健福祉士の実習期間の減免はありませんことをご注意願います。また、精神保健福祉士の実習が免除になった場合でも、社会福祉士(受験資格)の実習期間の減免はありませんことをご注意願います。

受験番号	※記入しないでください。			
入学種類		1年次入学		3年次入学

該当する箇所に○をつけてください。

実務経験申告書(社会福祉士用)

本申告書は、申請者(本人)が記入してください。

日本医療大学 学長 殿		申告日	(西曆)	年	月	日
	₹					
〈申告者〉住 所 _						
フリガナ						
氏 名			(A)			
連絡先(携帯電話等)					
		※記載	戊内容について、	問い合わせするこ	とがあり	ます。

次のとおり、所属長・代表者等の証明書(実務経験証明書)を添えて、申告いたします。

勤務していた(している)施設・機関等	施設・職種コード 職種
法人名	証 明 権 者
施 設 名	・ いずれか1つのみチェック及び、記入してください。(西暦で記入) □ 現在勤務していない(過去に勤務していた)場合 年 月 日~ 年 月 日(年 カ月) □ 現在継続して勤務している場合
施設種類	年 月 日〜現在に至る (年 カ月) □ 現在継続して勤務している場合 (入学後「実務経験証明書」を再度提出してください) 年 月 日〜 年 月 日で実務経験1年を満たす見込み
勤務していた(している)施設・機関等	施設・職種コード 職種
法人名	証 明 権 者
施設名	- いずれか1つのみチェック及び、記入してください。(西暦で記入) □ 現在勤務していない(過去に勤務していた)場合 年 月 日〜 年 月 日(年 カ月) □ 現在継続して勤務している場合
施設種類	年 月 日〜現在に至る (年 カ月) □ 現在継続して勤務している場合 (入学後「実務経験証明書」を再度提出してください) 年 月 日〜 年 月 日で実務経験1年を満たす見込み

合計勤務期間 合計 年 ヵ月 □見込み

- 1.「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、『実習免除となるための相談援助の業務範囲』に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
- 2. 証明権者は、施設・機関の代表者です。代表者の氏名を記入してください。
- 3. 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、申告者の印を押印してください。修正液等での訂正は禁止です。
- 4. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
- 5.「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
- 6. 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること(錯誤・虚偽等)が発覚した場合、 免除は取消され、実習 や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家 試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご 了承ください。

受験番号	※記入しないでください。

1年次入学

該当する箇所に○をつけてください。

実務経験証明書(社会福祉士用)

入学種類

本証明書は、経験を証明する施設・事業所の方が記入してください。

日本医療大学 学長 殿

作成日 (西暦)

年 月

日

法 人 名			
施設・事業所	₸		
所 在 地			
電話番号	-	_	職印
施設・事業所	役職	氏 名	19401
所在地			
	所属・役職等	氏 名	認印
証明書作成者			

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格にかかる相談援助の業務に従事した (見込である)ことを証明します。

フリガナ		生	年	月日
氏 名		(西暦)	E	月 日生
施設・事業所				/1 11.
名 称				
施設種類			施設	職種コート
職種				
(受験資格に該当職名)				
	(西暦で記入) 年 月	1		日から
公 	年	1		日まで
従 業 期 間	※ 実習免除に必要な従業期間は、1年以上となります。3	月31日(入学前)	までで
	1年となる方は、見込みの期間も含めて記入してくださ	γ ₀		

- 1.「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、『実習免除となるための相談援助の業務範囲』に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
- 2. 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、施設・事業所の公印を押印してください。修正液等での訂正は禁止です。
- 3.「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
- 4. 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること(錯誤・虚偽等)が発覚した場合、 免除は取消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。

受験番号	※記入しないでください。

入学種類 1年次入学 3年次入学

該当する箇所に○をつけてください。

実務経験申告書 (精神保健福祉士用)

本申告書は、申請者(本人)が記入してください。

日本医療大学 学長 殿		申告日	(西暦)		年	月	日
	₹						
〈申告者〉住 所							
フリガナ							
氏 名				印			
連絡先	(携帯電話等)_						
		※記載	載内容につい	って、問い合ね	わせすること	: があります	

次のとおり、所属長・代表者等の証明書(実務経験証明書)を添えて、申告いたします。

勤務していた(している)施設・機関等	施設・職種コード 職種			
法人名	証 明 権 者			
施設名	 いずれか1つのみチェック及び、記入してください。(西暦で記入) □ 現在勤務していない(過去に勤務していた)場合 年 月 日~ 年 月 日 (年 カ月) □ 現在継続して勤務している場合 			
施設種類	年 月 日~現在に至る (年 カ月) □ 現在継続して勤務している場合 (入学後「実務経験証明書」を再度提出してください) 年 月 日~ 年 月 日で実務経験1年を満たす見込み			
勤務していた(している)施設・機関等	施設・職種コード 職種			
勤務していた(している)施設・機関等 法 人 名	施設・職種コード 職種 証 明 権 者			

合計勤務期間 合計 年 ヵ月 □見込み

- 1.「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、『実習免除となるための相談援助の業務範囲』に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
- 2. 証明権者は、施設・機関の代表者です。代表者の氏名を記入してください。
- 3. 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、申告者の印を押印してください。修正液等での訂正は禁止です。
- 4. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
- 5.「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
- 6. 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること(錯誤・虚偽等)が発覚した場合、 免除は取消され、実習 や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家 試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご 了承ください。

※記入しないでください。 受験番号

1年次入学

該当する箇所に○をつけてください。

実務経験証明書 (精神保健福祉士用)

入学種類

本証明書は、経験を証明する施設・事業所の方が記入してください。

日本医療大学	学長	殿
$\mathbf{H}_{\mathbf{L},\mathbf{K},\mathbf{M}}$	1 1	//\ \

作成日 (西暦)

年 月

日

3年次入学

法 人 名			
施設・事業所	₸		
所 在 地			
電話番号	_	_	職印
施設・事業所	役職	氏 名	11541-1
所在地			
	所属・役職等	氏 名	認印
証明書作成者			

次の者は、以下のとおり、精神保健福祉士国家試験の受験資格にかかる相談援助の業務に従事 した(見込である)ことを証明します。

フリガナ								生	年	月	日	
氏 名								(西暦)	F.	月	日生	:
施設・事業所										/1	НТ	_
名 称												
施設種類									施記	殳・月	職種コート	ا
職種												
(受験資格に該当職名)												
	(西暦で記入)			年			月				目から	
公 *** *** **** ***********************	(四角で記入)			年			月				日まで	
従 業 期 間	※ 実習免除に必要な								入学前	j) ま	でで	
	1年となる方は、	見込み	スの期間	も含め	て記入	してくれ	ださい。	,				

- 1.「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、『実習免除となるための相談援助の業務範囲』に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
- 2. 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、施設・事業所の公印を押印してください。修正液等での訂正は禁止です。
- 3.「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
- 4. 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること(錯誤・虚偽等)が発覚した場合、 免除は取消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。

申請様式の記入例

施設・職種コード、職種、施設種 類は、社会福祉士はp3~、精神 保健福祉士は p 16~の「実習免除 となるための相談援助の業務節 囲」を確認してください。実務経 験として認められるためには、範 囲に記載された職種である必要が あります。勤務先での任意の職種 は認められませんので、ご注意く ださい。

いずれか1つを選び、記入してく ださい。

実務経験の合計年月数を記入して ください。



様式2・4

日本医療大学 通信教育部



実務経験証明書

本証明書は、経験を証明する施設・事業所の方が記入してください。

作成日(西曆) **2025**年 **10**月 **1**日

法 人 名	社会福祉法人 日医会		
施設·事業所 所 在 地	〒000-0000 北海道札幌市○○○○-[3000	□ 2/L 2L
電話番号	000 - 000	- 0000	口 111.11
施設・事業所	役 職	氏 名	会 【益
所在地	施設長	日医 太郎	(五八曲)
	所属・役職等	氏 名	認印
証明書作成者	事務局	日医 二郎	E

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格にかかる相談援助の業務に従事 (見込である) ことを証明します。

フリガナ	ニチイ	ツウシン					生	年	月	日	
氏 名	日医	通信				- (西曆) 2000	年	5月	1.8	生
施設・事業所 名 称	社会福祉法人	日医会 日日	大の	Ł							
施設種類	特別養護老人ホーム // :: 設・職種コート										1-1-
職種(受験資格に該当職名)	生活支援員							ı	0	6	1
従業期間	(西暦で記入)	2024	年		0	Я		T	Т	日から	6
		2025	年		9	Я	3	0		日まで	
	※ 実習免除に必要さ 1年となる方は、							入学	前) ま	でで	

- 注)
 「随途種類」「施設・職種コード」「職種」は、「実習免除となるための相談援助な書機範則」に掲載の「施設種類」「相談接助業務の実務解験として認められる領域」「報送・職種コード」から選択に記入してください。
 「期時存を訂正すの自任」は丁語原料で工業権を引き、販売・業務の公配を押却してください。
 が正政等での訂正は禁止できまった。「旧時書」と「国明書」は、整合性が収れていることを確認してください。
 「大学記録が研定後に、上記記録が容が學文と相応していること(信仰、毎等)が発度した場合、免除は取消され、実習を受ける場合を表しましましま。
 大学記録等は何能と、上記記録が容が學文と相応していること(信仰、年後、中等、大変に入れている。
 大学記録等は何能を同信される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご
 丁葉ください。

公印を捺印してください。

〈申請書〉と同じ表記で 必ず記入してください。

現在も勤務を継続している 場合は、証明書作成日を記 入してください。

訂正する場合は、訂正印(公印)を 押してください。

